「くん蒸倉庫指定要綱」（昭和46年2月6日付け46農政第2628号）一部改正新旧対照表　　下線部は改正カ所

改正後	現行
（指定の公表） 第15　植物防疫所長（本項においては本所長に限る。）は、管内のくん蒸倉庫を、インターネットを利用して公表するものとする。	（指定の報告及び公示） 第15　植物防疫所長（本項においては本所長に限る。）は、毎年４月１日現在における管内のくん蒸倉庫一覧表を作成して、他の植物防疫所長及び生産局植物防疫課長に送付するとともに植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。）において公示するものとする。
第16　〔略〕 2 3　植物防疫所長は、第15による公表をした旨を食糧事務所に通知し、食糧事務所からは政府貨物保管倉庫一覧表の送付を受けるものとする。	第16　〔略〕 2 3　第15による一覧表は、食糧事務所に送付し、食糧事務所からは政府貨物保管倉庫一覧表の送付を受けるものとする。

「麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領」（昭和46年2月6日付け46農政第2628号）一部改正新旧対照表　　下線部は改正カ所

改正後	現行
（加工消毒工場の公表） 第15　植物防疫所長は、管内の加工消毒工場を、インターネットを利用して公表するものとする。	（加工消毒工場の通知及び公示） 第15　植物防疫所長は、毎年10月１日現在における管内の加工消毒工場一覧表を作成して、他の植物防疫所長及び生産局植物防疫課長に送付するとともに、植物防疫所（植物防疫事務所及び支所を含む。）において公示するものとする。
第16　〔略〕 (1)　〔略〕 (2)　第15による公表をした旨を食糧事務所長あて通知すること。 (3)　〔略〕	第16　〔略〕 (1)　〔略〕 (2)　第15の一覧表を食糧事務所長あて送付すること。 (3)　〔略〕